

日野市バリアフリー
交通安全特定事業計画
南平駅周辺地区

平成 25 年 3 月

東京都公安委員会

日野市バリアフリー基本構想における重点整備地区 「南平駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、日野市バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「南平駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

| No. | 道路の区間 | | | 生活関連施設 | |
|-----|------------------|------|---------------------------|-----------|--|
| | 路線 | 通称 | 区間 | 特定旅客施設 | 連絡する施設 |
| ① | 一般都道上館日野線 | 北野街道 | ②北野街道～④幹線市道I-1号線 | 京王 南平駅 | 日野南平郵便局 |
| ② | 日野3・4・3号線 | 北野街道 | ①北野街道～⑬幹線市道II-2号線 | | ヤマダ電機テックランド 南平店、クリエイトSDS 南平店、スーパーアルプス 南平店 |
| ③ | 幹線市道I-11号線 | | 七生中学校～④幹線市道I-1号線 | | 七生中学校 |
| ④ | 幹線市道I-11号線 | | ①北野街道～③幹線市道I-1号線 | | |
| ⑤ | 幹線市道II-21号線 | | ⑥幹線市道II-21号線～⑧市道L2-1号線 | | |
| ⑥ | 幹線市道II-21号線 | | ⑤幹線市道II-21号線～⑦幹線市道II-21号線 | | |
| ⑦ | 幹線市道II-21号線 | | ②北野街道～⑥幹線市道II-2号線 | | |
| ⑧ | 市道L2-1号線 | | 南平駅～⑤幹線市道II-21号線 | | |
| ⑨ | 市道L3号線 | | 南平駅～⑩市道L2号線 | | |
| ⑩ | 市道L2号線 | | ⑨市道L3号線～⑪市道L2-2号線 | | |
| ⑪ | 市道L2-2号線 | | ⑩市道L2号線～⑫市道L1号線 | | |
| ⑫ | 市道L1号線 | | ③幹線市道I-11号線～⑪市道L2-2号線 | | |
| ⑬ | 幹線市道II-22号線 | | 都営住宅～②北野街道 | | |
| ⑭ | 市道L7、L7-1、L7-2号線 | | ①北野街道～⑥幹線市道II-2号線 | | |
| ⑮ | 幹線市道II-22、市道L8号線 | | ②北野街道～⑤幹線市道II-2号線 | | |

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

| No. | 路線 | 区間 | 事業内容 | 実施予定期間 |
|-----|-----------|-------------------------|----------------------------|-----------|
| ② | 日野3・4・3号線 | ①北野街道～⑬幹線市道II - 22号線 | 信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保) | 平成25～32年度 |

(2) 全路線共通

| 事業内容 | 実施予定期間 |
|--|-----------------------|
| <p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済であり、必要に応じて実施</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車の防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施</p> <p>(2) 日野市による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施</p> <p>(3) 日野市と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施</p> | 平成25～32年度 (継続的に実施) |

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

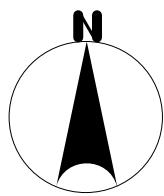
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

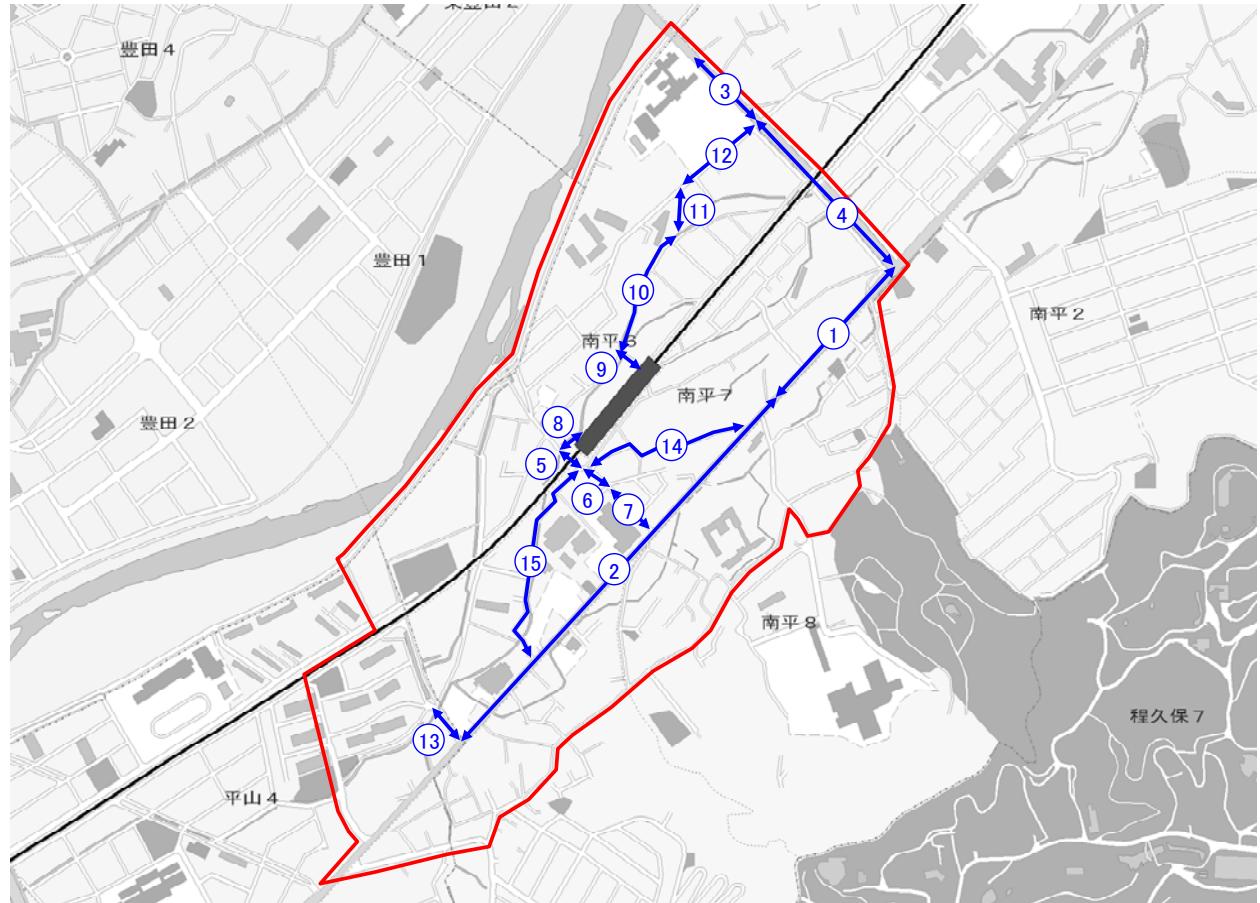
(3) 違法駐車の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



| | |
|---------|---------|
| 区市町村名 | 日野市 |
| 重点整備地区名 | 南平駅周辺地区 |



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)